

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が土曜日のときは、  
翌日の翌日)

## 目 次

- ◆ 告 示
  - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
  - 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）
  - 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
  - 保安林の指定の解除（森林保全課）
  - 松くい虫の駆除命令（二件）（〃）
  - 松くい虫の特別伐倒駆除の命令（〃）
  - 土地収用法による事業の認定（三件）（管理課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百九十七号

気高町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業夏ヶ谷地区区画整

理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
  - 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
  - 平成五年八月三十日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
  - 気高町役場
- 四 異議の申出
  - 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第六百九十八号

若桜町が行う土地改良事業に係る高野二地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年八月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称

工事完了年月日

県営畑地かんがい推進モデルほ場設置事業以西地区  
農業用排水

平成五年三月二十五日

鳥取県告示第七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の一九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五

条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成五年九月二十日から平成六年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第七百二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成五年九月二十日から平成五年十月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第七百三三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四  
第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項にお  
いて準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三  
第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成五年九月二十日から平成六年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存する松林を所有し、又は管理す  
る者は、当該樹木を伐倒して、破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこ  
と。

三 その他必要な事項

1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 二に掲げる措置として破砕を行う場合は、次によること。

(一) 枝条は、焼却すること。

(二) 破砕後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チップパーにより破砕  
する場合には、十五ミリメートル）以下とすること。

3 二に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとする  
きは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄  
する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第七百四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

東郷町

二 事業の種類

花見地区多目的活動施設建設工事

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡東郷町大字長和田字同道横町地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

東郷町役場

鳥取県告示第七百五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北條町

二 事業の種類

蜘蛛ヶ家山山菜の里建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北条町大字曲字大将寺山及び字刈松谷峰地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

北條町役場

鳥取県告示第七百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

平成五年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

財団法人帝京鳥取健康福祉振興会

二 事業の種類

（仮称）帝京鳥取ふれあい村建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡岸本町須村字水尻及び字細田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所

岸本町役場